

新	旧
<p>(指定の通報及び公表)</p> <p>第7 支所長等は、第5の指定を行ったときは、<u>直属の植物防疫所長(植物防疫事務所長を含む。以下同じ。)</u>に通報するものとする。</p> <p>2 前項により通報を受けた植物防疫所長は、<u>指定した密閉形航空コンテナを、インターネットを利用して公表するものとする。</u></p> <p>[ 削る。 ]</p> <p>[ 削る。 ]</p>	<p>(指定の通報及び公示)</p> <p>第7 支所長等は、第5の指定を行ったときは、<u>直属の植物防疫所長(植物防疫事務所長を含む。以下同じ。)</u>に通報するものとする。</p> <p>2 前項により通報を受けた植物防疫所長は、<u>他の植物防疫所長並びにその管下の第8の各号に掲げる空港を管轄する支所長及び出張所長に通報するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項により通報を受けた他の植物防疫所長は、その管下の第8の各号に掲げる空港を管轄する支所長及び出張所長に通知するものとする。</u></p> <p>4 <u>植物防疫所長並びに第8の各号に掲げる空港を管轄する支所長及び出張所長は、指定された密閉形航空コンテナにつき公示するものとする。</u></p>